

平成 29 年 6 月 7 日 議員全員協議会資料

三原広域市町村圏事務組合

不燃物処理工場の有価物に関する調査報告について

1 調査報告

三原市議会 3 月定例会で何らかの疑惑があるとして提示された有価物管理表は、プレス前計量データーと買取重量を集計して比較したものである。

このことから、今回の調査は、誤差の原因が、①組合データーの入力等のミス ②有価物買取業者の重量過少申告 ③不燃物処理工場内で盗難等何らかの原因により有価物が紛失しているのではないかと、という点に着目し進めた。しかしながら、買取業者並びに中間処理業務受託業者に誤差の原因があるという確証は得られず、また、不燃物処理工場の有価物管理の過程においても、入力等の人為的ミスや計量器のまるめ誤差などが、多少あることは確認されたが、これが本件有価物重量誤差の主たる原因とはなっていない。

また、三原市議会 3 月定例会で発言のあった、平成 29 年 2 月 27 日のアルミ缶プレス品出荷前計量の件についても、対象を絞る形で調査を行った。これは、出荷前のアルミ缶プレス品について、出荷前日である 2 月 27 日に、出荷予定のプレス品全数の計量を行ったもので、中間処理業務受託業者が在庫品全量を 4 t 車に 3 回に分けて計量したものである。この際計量器の操作は広域職員が行っている。この出荷前計量の重量と翌日 28 日出荷後買取業者が自社計量した重量に誤差が生じたというもので、出荷前計量の重量については、プレス前計量のデーターを集計したものとほぼ一致するものであり、プレス前計量データーの入力ミスについても 27 日計量分については確認できていない。一方、買取業者による引取り後の計量数値についても、立入調査時の確認において、売却先発行の計量伝票の数値と一致しており問題はない。したがって、本件についても、誤差の原因の特定に至っていないが、平成 29 年 2 月 27 日の出荷前計量時から翌日 2 月 28 日の買取業者の計量時までの間に、何らかの理由でアルミ缶プレス品の一部が紛失するなどして、重量の誤差が生じていると考えられる。

今回の調査を行い、現時点では、有価物の一部が何らかの理由で紛失しているということは確かであると思われるが、前述のように、平成 28 年度分の有価物買取業者への立入調査において買取業者が不正を行っているという確証は得られておらず、同様に中間処理業務受託業者が今回の誤差に関与しているという確証も得られていない。また、不燃物処理工場の有価物管理に係るデーターの誤りが、今回の誤差の主たる部分であるとは考えられず、今回の誤差原因については特定できていない。これ以上の原因究明を行うには、行政が実施する任意の調査では困難と考える。しかしながら、本調査の所期の目的の達成には至っていないことから、6 月には三原広域市町村圏事務組合監査委員による不燃物処理工場の事務の適正化について監査が行われる予定である。また、現在警察に相談しており、引き続き本件の原因究明に取り組んでいきたい。

以降は今回行った調査について報告する。

2 買取業者への調査

平成 28 年度において有価物の買取を行った全 5 業者への立入調査については、①引き取りから売却までのながれ、②自社計量を行う計量器の法定検査受検等の確認、③伝票類の確認、などについて調査を行った。その結果、買取業者が今回の誤差の原因となるような、何らかの不正を行っているという確証は得られていない。

① 引取りから売却までのながれ

売却単価の状況や売却量により一旦自社ストックヤードにおいて保管し、有利な時期に出荷する場合や、不燃物工場から引き取り後自社に留めず、そのまま売却先に搬入する場合などが確認できた。また、引取りの際の車両についても、自社車両ばかりではなく、運搬を委託する場合や売却先の車両によるものなどであった。この過程において特に不正等を確認できる事項は無かった。

② 計量器の確認

全社の計量器について、設置の状況を確認し法定点検についても検査済み証により確認した。また、実際の計量作業の流れについても確認したが、誤差の原因の確認はできていない。ただし、ある業者からは、行うことは無いが、計量器の機能的に手入力により伝票の作成は可能であるということを確認している。しかし、これにより不正が行われたという確証は得られていない。

③ 自社計量及び売却に係る伝票類の確認

任意の調査ということで協力の範囲で計量伝票などの確認を行った。売却先への出荷量についても買取時の計量伝票との比較を行ったが、自社で一旦保管する業者についてはわかりにくい部分もあったが、特に不審な点は確認できていない。また、アルミ缶プレスの買取業者からは、売却先での計量伝票もコピーの提供があったが、買取量と売却量の差など何らかの不正を裏付ける内容は確認できていない。

3 不燃物処理工場の計量データの検証

今回誤差の指摘のもとになる一方の数値である、平成 28 年度有価物管理表のプレス前計量データについて、本当に誤差が生じているのか、数値の信頼性がどれくらいなのか、①プレス前計量データ重量の精度、②計量器の性能による誤差の可能性、③プレス前とプレス後の誤差の実態、について検証を行った。その結果、多少の人為的な入力ミス等は確認できたが、大きな数値の修正を伴うものではなく、集計の人為的ミスや計量器の性能などにより、今回の誤差が生じているとは考えられない。

① プレス前計量データの検証

プレス前計量時に、プレス品目を誤って計量システムに入力する人為的なミスが散見されたが、これによる影響は全体の約 1%程度であった。その他作業日報について、記入すべきプレス品の製作個数や各データの未記入が確認された。事務処理上の問題はあるものの、今回の誤差の原因となるようなものではない。データ等的人為的管理ミスについては、重量に大きな影響を及ぼすものではなかった。

② 計量器の性能による誤差の検証

計量器の性能による誤差としては、重さを10kg単位に丸める際の誤差（丸め誤差）と、トラックスケール自体の精度（5 t以上で±10kg程度）による誤差（精度誤差）が考えられる。この丸め誤差と精度誤差がプラスかマイナスにどちらか一方に偏りがあったと仮定して、その最大値と最小値の差を誤差の範囲として試算した。この結果、今回の誤差の原因になるような大きな数値の開きは確認できなかった。また、実際にはプラスかマイナスのどちらか一方に計量誤差が偏り続けることは考えにくいと、計量器の性能による誤差の影響はほとんど無いと考えられる。

③ プレス品とプレス前計量の重量差の検証

プレス前計量の重量は、缶に中身がある場合などがあり、必ずしもプレス品の重量と一致しない。その重量差がどの程度かを確認した。方法として平成29年4月1ヵ月間のプレス品1個1個の計量を試みた結果、アルミ缶プレス品重量のプレス後減量率は約3.3%であった。

④ 作業日報の確認（中間処理業務受託業者によるプレス品の製造時と出荷時の個数管理）

盗難等不燃物処理工場内での誤差の原因の有無を確認するため、作業日報に記入欄のある製造個数と出荷個数の記録を確認したところ、未記入等が確認され、出荷の記録がないものもあるため、検証が不可能であった。

※ 一連の調査の過程で不燃物処理工場中間処理業務受託業者の協力により、業務の流れ等不燃物処理工場の運営実態について聞き取りを行っているが、組合の不燃物処理工場運営における今後の課題については気付かされる点があったが、特に誤差の原因が確認できる内容ではなかった。

4 平成29年2月27日のアルミ缶プレス品出荷前計量と翌日出荷後の買取業者計量値の誤差の検証

本件は、アルミ缶プレス品を出荷前日である2月27日に計量した重量12,420kgに対し、翌日28日に買取業者が引取り後自社計量した申告重量9,610kgであり、2,810kg（約23%）の重量差があったものである。

有価物の売却においては、契約により、10 t車による引取りの場合、不燃物処理工場の計量器では計量できないため、買取業者が引き取り日に自社の計量器で計量し、基本的には同日その重量をFAXで広域に買取重量として報告することになっている。今回出荷前計量を行ったアルミ缶プレス品の重量と、買取業者からFAXで報告のアルミ缶プレス品の自社計量による申告重量に差異があったため、広域職員が買取業者にこれについて問い合わせたところ、自社計量の計量数値には間違いはないとの回答であった。

また、2月28日出荷分のプレス品の個数については、日報により管理されておりプレス品の製造個数、出荷個数とも確認が可能であった。確認の結果、プレス品の製造個数169個に対し、出荷個数169個と作業日報に記載があり、在庫を全量出荷している。

当該アルミ缶プレス品のプレス前計量データについても、計量時の入力ミスは

なく、重量もプレス前計量 12,840kg に対し出荷前計量の重量は 12,420kg でありほぼ一致する。(約 3.3%減)

一方、アルミ缶プレス品の買取業者に立入調査した際、売却先の計量伝票についても提供されており、これを買取業者の計量伝票と突合したところ、両者とも計量数値が 9,610 kg と一致しており、買取業者が過少に重量申告しているという点についても確認できていない。

以上のことから、平成 29 年 2 月 27 日のアルミ缶プレス品出荷前計量時から翌 2 月 28 日の買取業者自社計量時までの間に、アルミ缶プレス品の一部が何らかの理由で紛失していると考えられるが、前述のように、この原因については明らかになっていない。

5 有価物管理等不燃物処理工場運営に係る今後の対応

今回の件において不燃物処理工場の課題として次のことが考えられる。

① 有価物の管理体制の脆弱さ

② 不燃物処理工場の運営体制の不備

以上の課題の解消に早急に取り組み、市民の財産である有価物の管理等について適正化を図る必要がある。

具体的な課題解消の取り組みとして、次のことを行う。

○ 有価物の重量計量

不燃物処理工場若しくは三原市清掃工場の計量器で計量した重量により、全ての取引を行う。(平成 29 年 3 月 20 日より実施)

○ 中間処理業務の休日等時間外作業時の組合職員配置を行う。(平成 29 年度より実施)

○ 組合職員により施設の鍵の管理を行う。(平成 29 年度より実施)

○ 組合職員による有価物管理業務の実施。(平成 29 年度より実施)

・ 清掃工場での引き取り重量計量時(風袋・積載計量時)の立会

・ プレス品の製作個数と出荷個数の管理

○ 防犯カメラの設置(6月設置に向け準備中)

○ 中間処理業務の内容・範囲の明確化と発注仕様書に沿った業務実施(平成 29 年度取り組む)

○ 業務マニュアルの作成(平成 29 年度より検討)

平成 29 年度から、まずは以上の取り組みを行い、不燃物処理工場の運営の適正化を図る。